

# 第2章

## 山形市の現状と課題



## 第2章 山形市の現状と課題

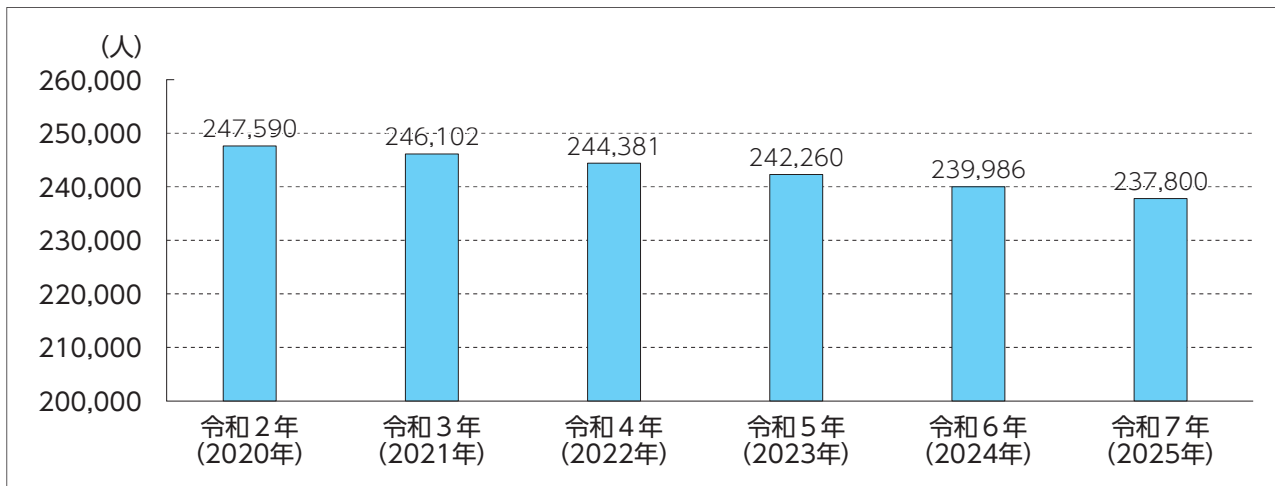
### 1 山形市の現状

#### (1) 人口と世帯の状況

山形市の人口は徐々に減少する傾向にあります。年齢別にみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少している一方で、老年人口（65歳以上）は増加しています。人口の構成比率においても、0～14歳及び15～64歳の比率は減少しており、65歳以上の比率が増加しています。

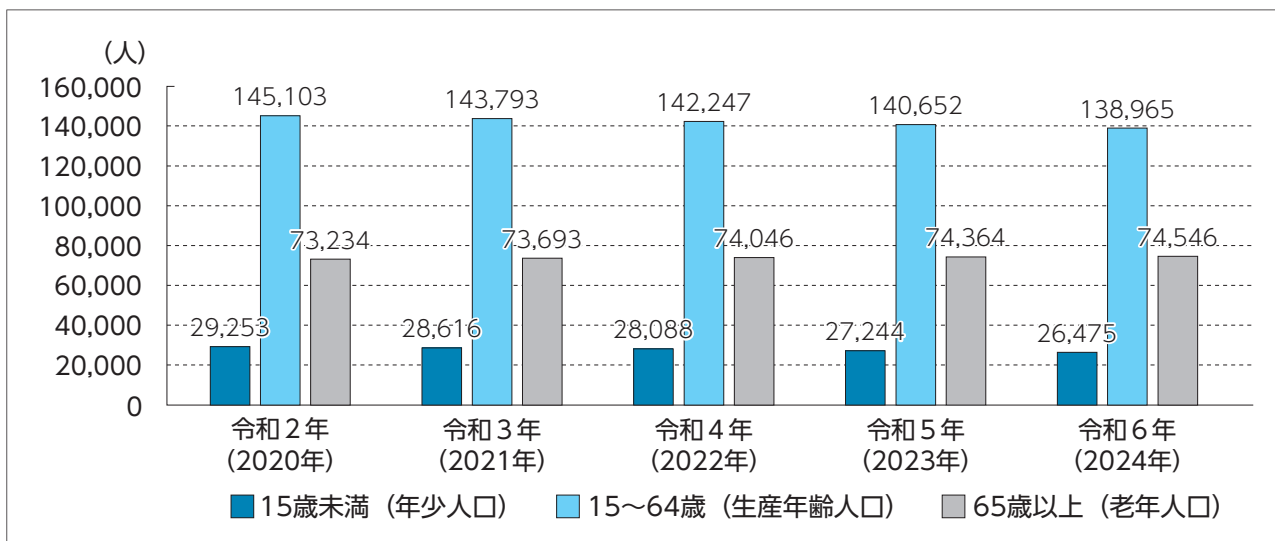
また、世帯構成については、年々世帯数が増加しているものの、一世帯あたりの世帯人員は減少しています。

人口の推移



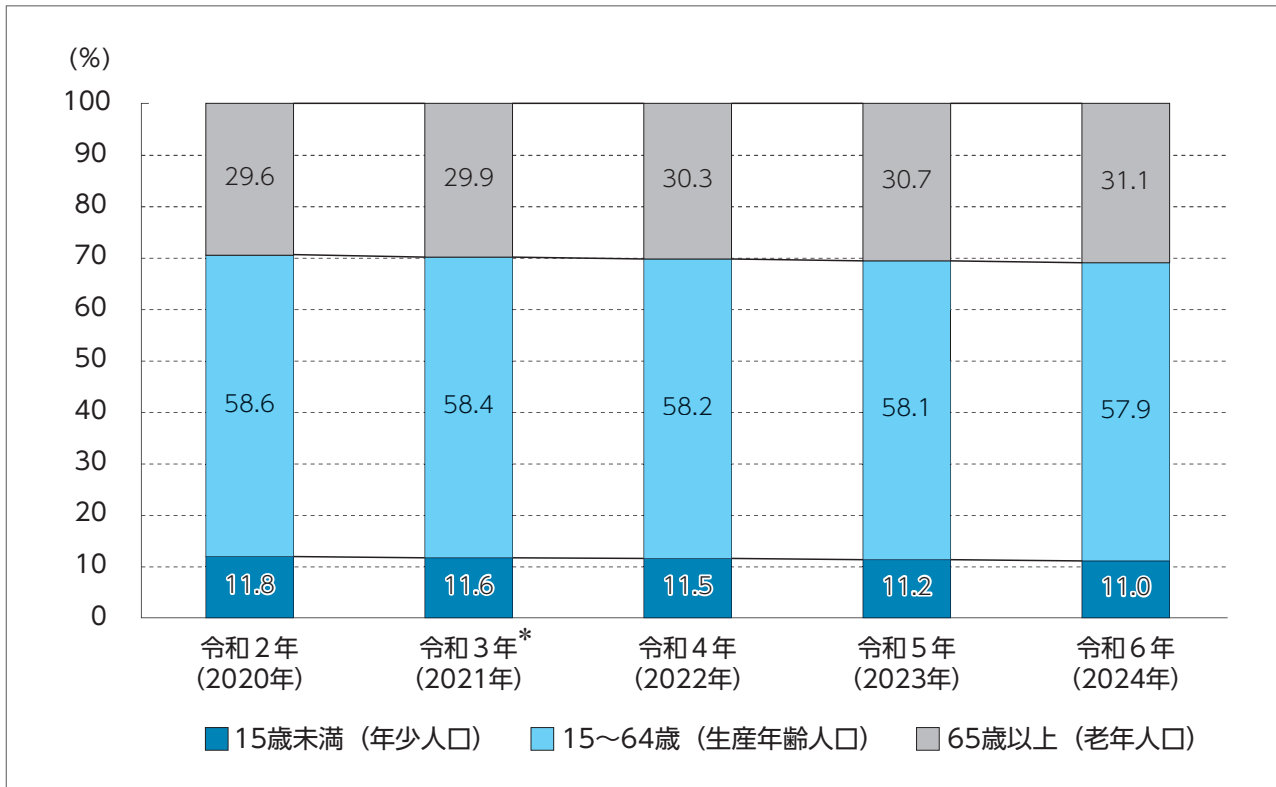
(資料：山形市推計人口 各年10月1日現在)

年齢3区分別人口の推移



(資料：山形市推計人口 各年10月1日現在)

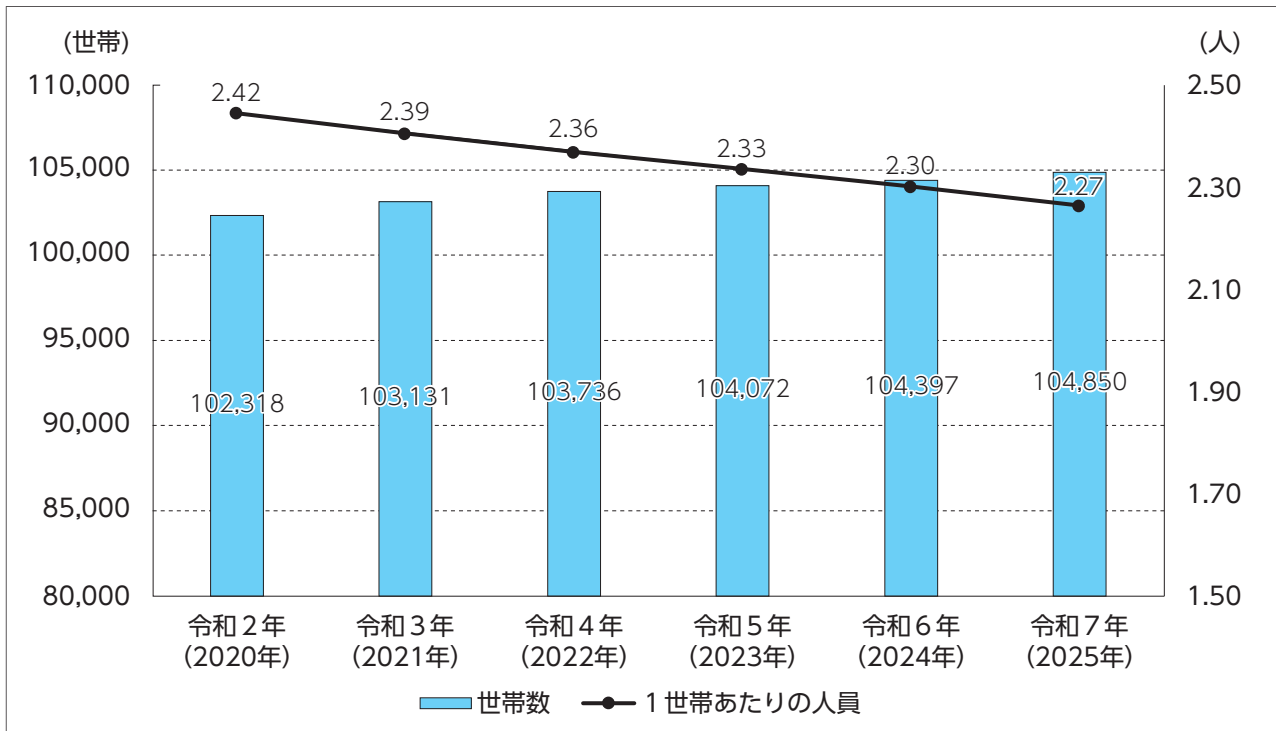
### 年齢3区分別人口割合の推移



\* 端数処理の都合上、合計が100%になっていない。

(資料：山形市推計人口 各年10月1日現在)

### 世帯数・1世帯あたりの人員の推移

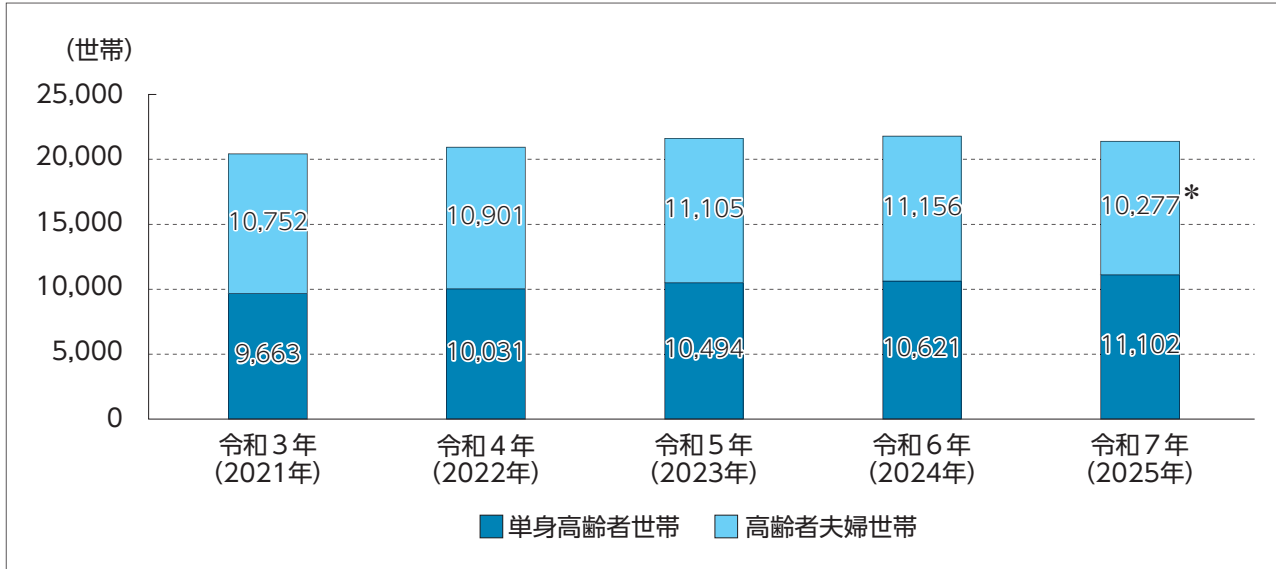


(資料：山形市推計人口 各年10月1日現在)

## (2) 高齢者の状況

単身高齢者世帯は年々増加しており、令和3年（2021年）から令和7年（2025年）にかけて1,439世帯（14.9%）増加しています。

単身高齢者世帯及び高齢者夫婦世帯の推移



\* 高齢者夫婦世帯の定義が以下のとおり変更となっている。

【令和6年度（2024年度）以前】 65歳以上の男性と60歳以上の女性の夫婦のみで構成されている世帯

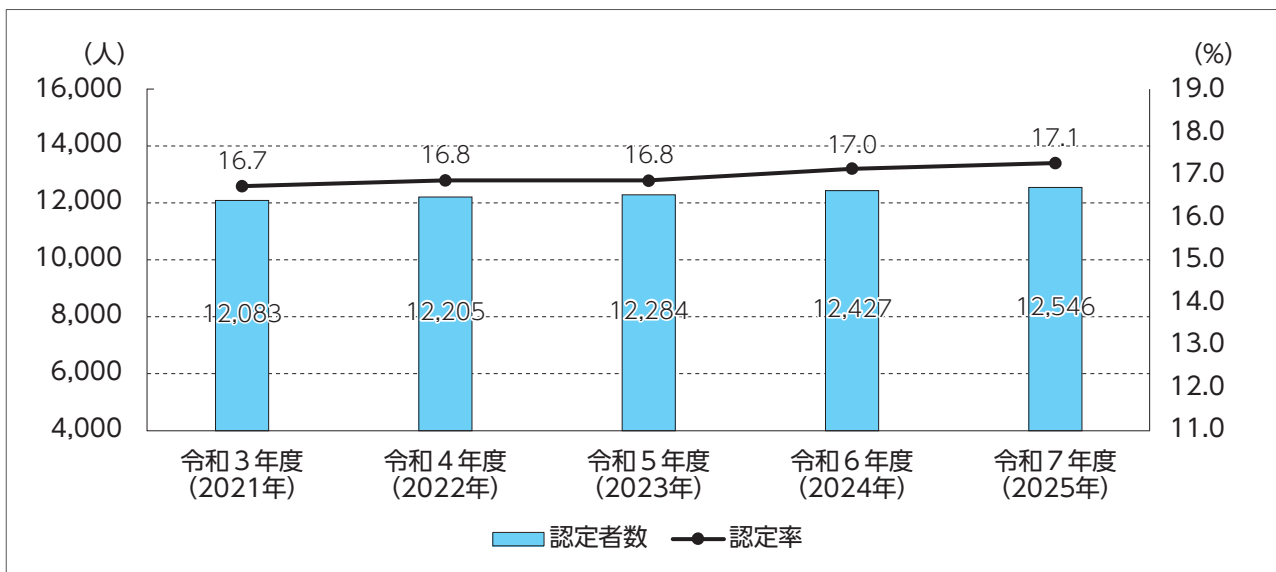
【令和7年度（2025年度）以降】 夫と妻、いずれも65歳以上の夫婦のみで構成されている世帯

（資料：市在宅高齢者実態調査 各年4月1日現在）

## (3) 要介護（要支援）認定者の状況

要介護（要支援）認定者数及び認定率とも、横ばい傾向にあります。

要介護（要支援）認定状況



（資料：市介護保険課 各年9月末現在）

### 要介護（要支援）認定状況（内訳）

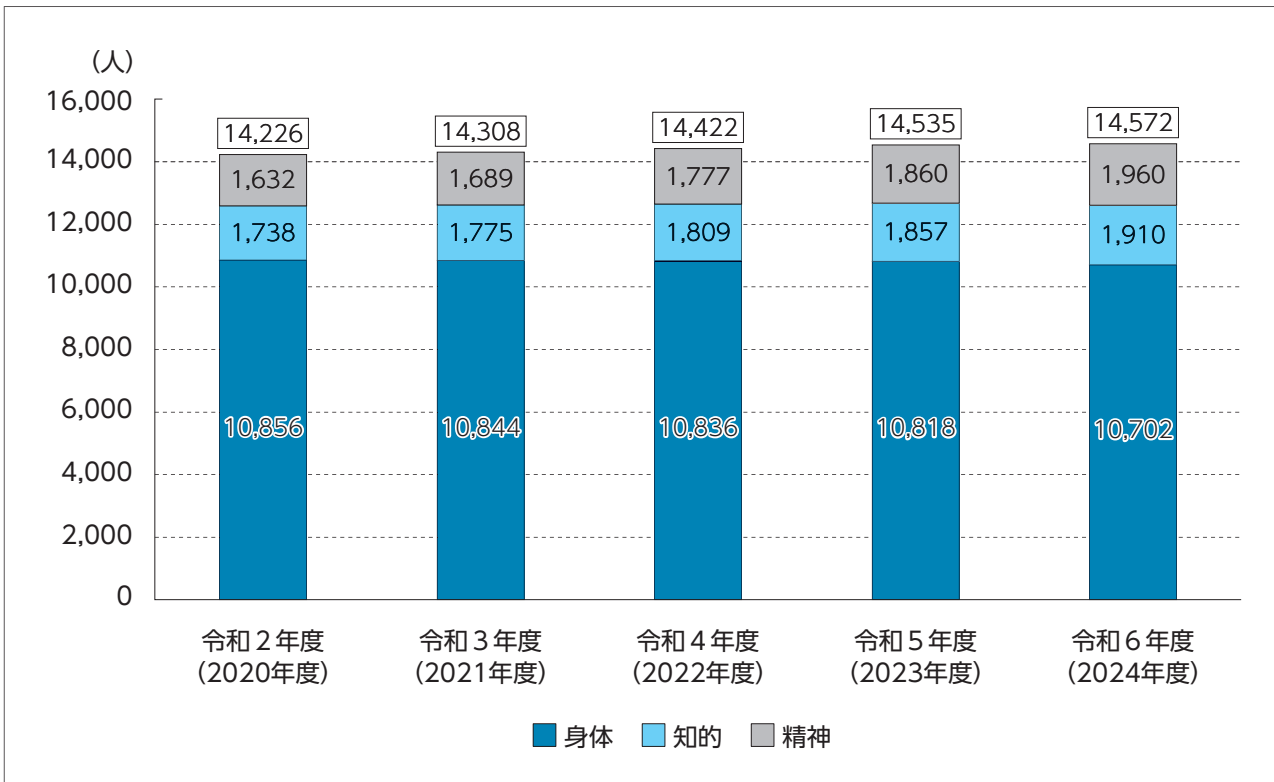
年度	区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定者数	認定率
令和3年度 (2021年度)		1,120	1,371	2,549	2,481	1,844	1,665	1,053	12,083	16.7%
令和4年度 (2022年度)		1,218	1,434	2,705	2,424	1,766	1,683	975	12,205	16.8%
令和5年度 (2023年度)		1,262	1,405	2,741	2,385	1,792	1,709	990	12,284	16.8%
令和6年度 (2024年度)		1,372	1,547	2,724	2,464	1,684	1,680	956	12,427	17.0%
令和7年度 (2025年度)		1,421	1,590	2,864	2,467	1,641	1,634	929	12,546	17.1%

（資料：市介護保険課 各年9月末現在）

#### (4) 障がいのある方の状況

令和6年度（2024年度）末の障がい者手帳の所持者の合計は14,572人となっています。身体障がい者手帳の所有者は減少傾向を示し、療育手帳（知的障がい）及び精神障がい者保健福祉手帳の所有者は増加傾向にあります。全体としては、障がい者手帳所持者数は横ばいの傾向にあります。

#### 障がい者手帳所持者数の推移



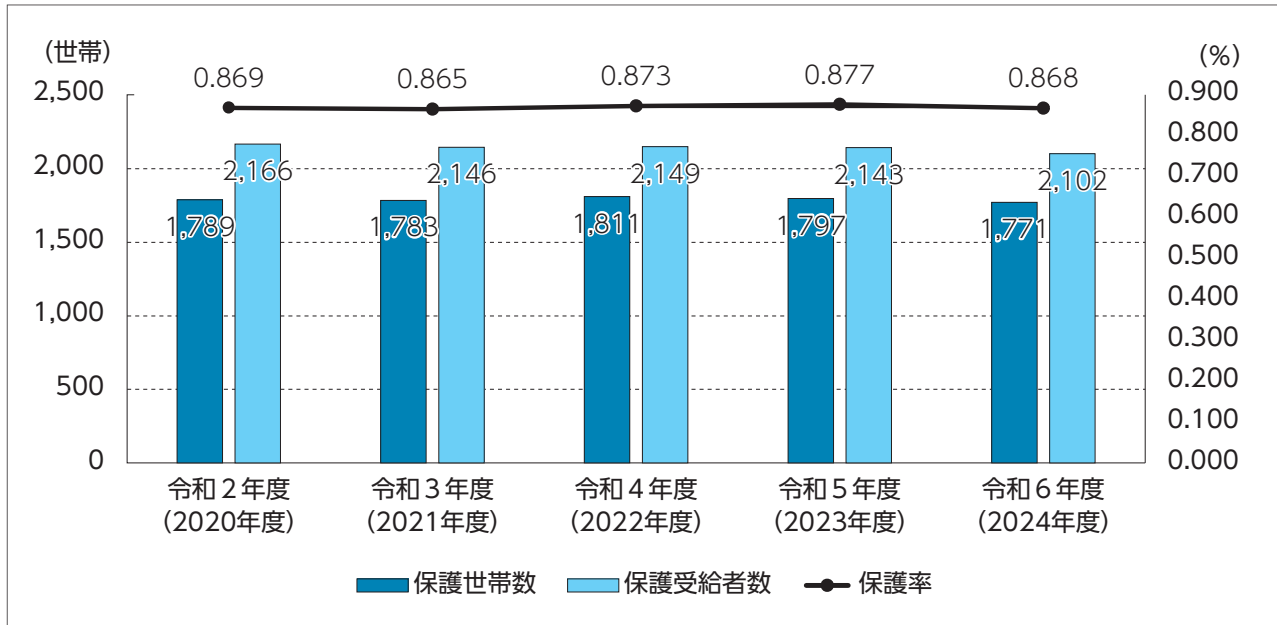
（資料：市障がい福祉課 各年度末現在）

### (5) 生活保護の状況

令和6年度（2024年度）末時点における生活保護の状況は、保護世帯1,771世帯、保護受給者2,102人、保護率0.868%となっており、保護世帯数、保護受給者数、保護率は横ばいの傾向にあります。

世帯類型を見ると、高齢者世帯、傷病・障がい者世帯が全体の8割以上を占めています。

保護世帯数、保護受給者数、保護率の推移



(資料：市生活支援課 各年度末現在)

世帯類型別の状況

年度	区分	単身者世帯			2人以上の世帯			
		高齢者世帯	傷病・障がい者世帯	その他世帯	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障がい者世帯	その他世帯
令和2年度 (2020年度)		905	459	147	57	64	91	53
令和3年度 (2021年度)		914	455	147	50	64	83	58
令和4年度 (2022年度)		927	462	163	49	52	116	56
令和5年度 (2023年度)		920	461	158	49	61	77	53
令和6年度 (2024年度)		903	483	149	46	57	73	48

(資料：市生活支援課 各年度末現在 保護停止中の世帯を除く)

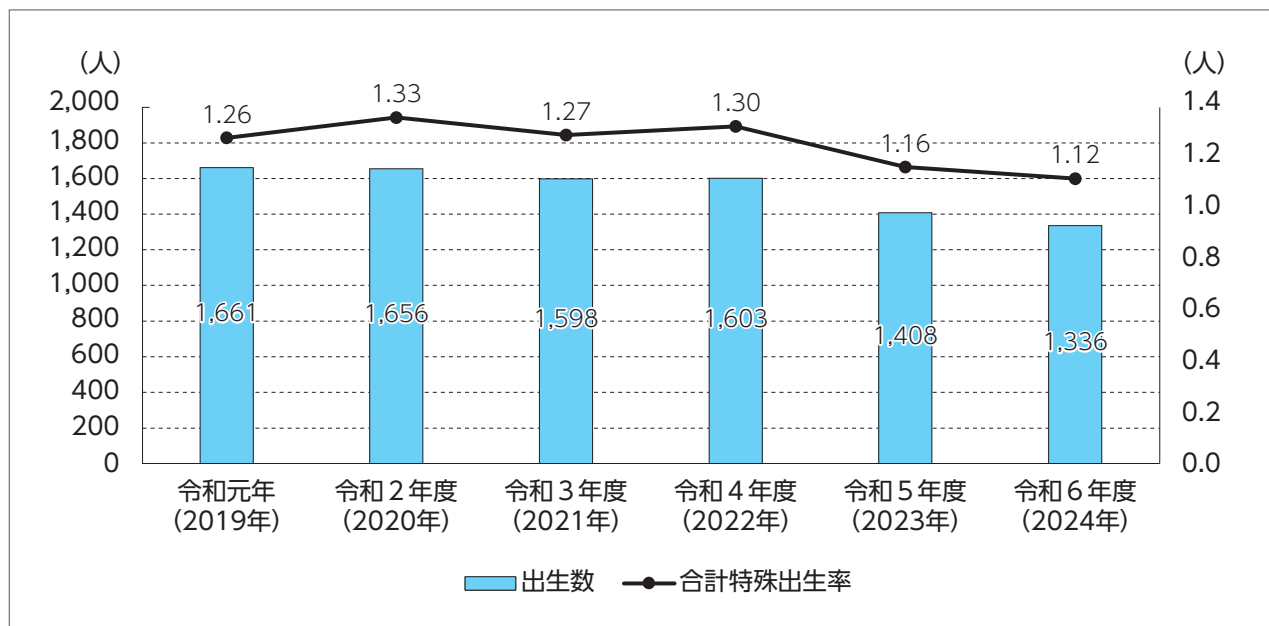
## (6) こどもの状況

出生数は減少傾向にあり、令和6年（2024年）は1,336人となっています。

また、1人の女性が一生の間に生む平均子供数を推計した合計特殊出生率は令和6年（2024年）に1.12人となっています。

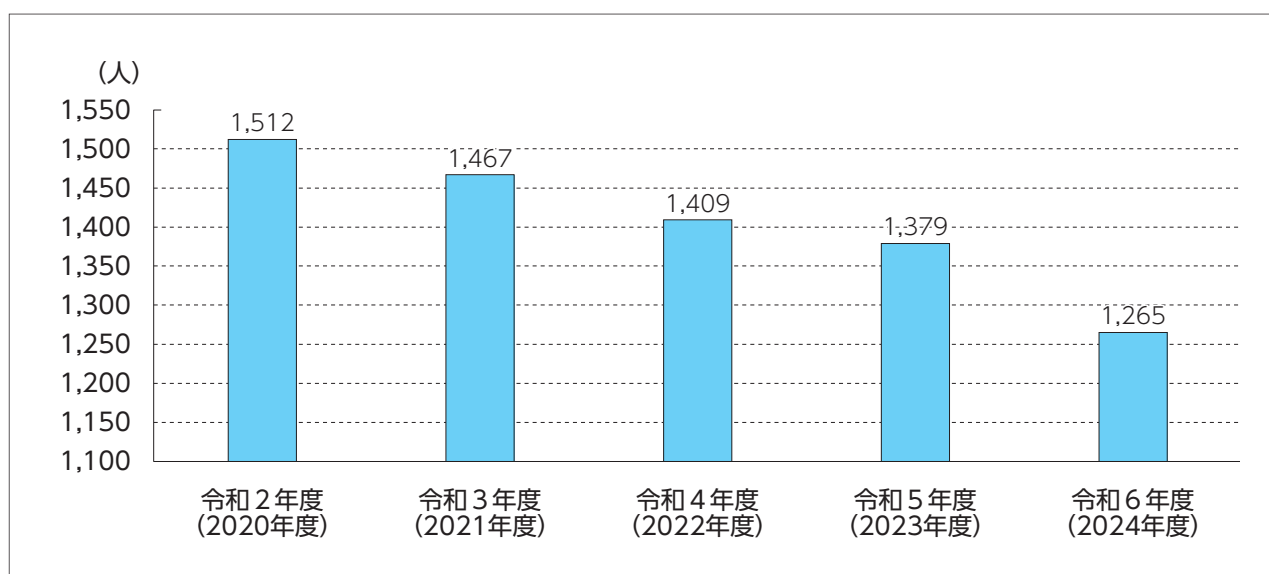
ひとり親家庭などに支給される児童扶養手当の受給者数は年々減少傾向にあり、令和6年度（2024年度）は1,265人となっています。

### 出生数・合計特殊出生率の推移



(資料:出生数…「山形市住民基本台帳人口動態」、合計特殊出生率…山形県しあわせ子育て応援部「少子化・次世代育成支援対策関係データ集」)

### 児童扶養手当受給者数の推移

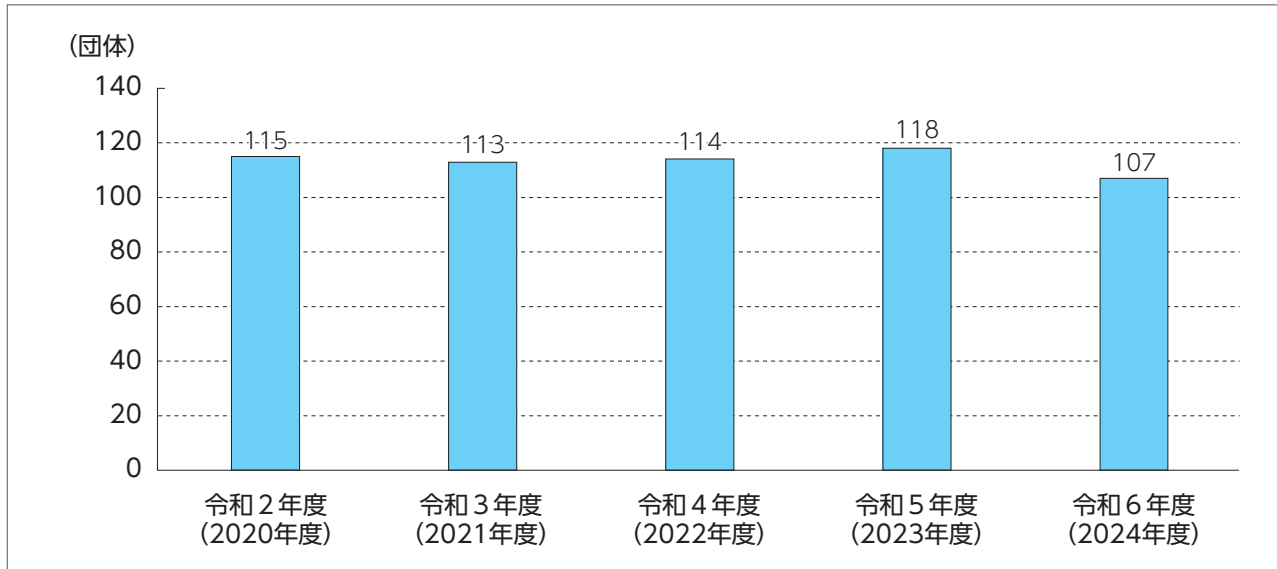


(資料:市こども家庭支援課 各年度末現在)

## (7) NPO法人数の推移

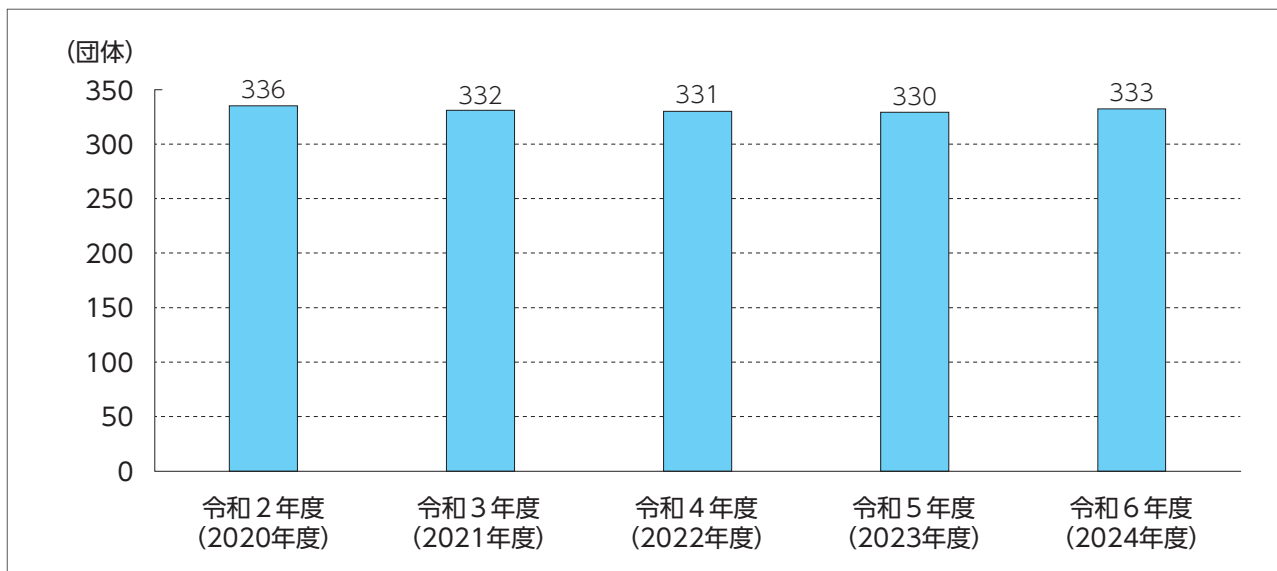
NPO法人数及び市民活動支援センター利用登録団体数は、ほぼ横ばいで推移しています。令和6年度（2024年度）末時点でNPO法人は107団体、市民活動支援センター利用登録団体は333団体となっています。

### NPO法人数の推移



(資料：市公民連携室 各年度末現在)

### 市民活動支援センター利用登録団体数の推移

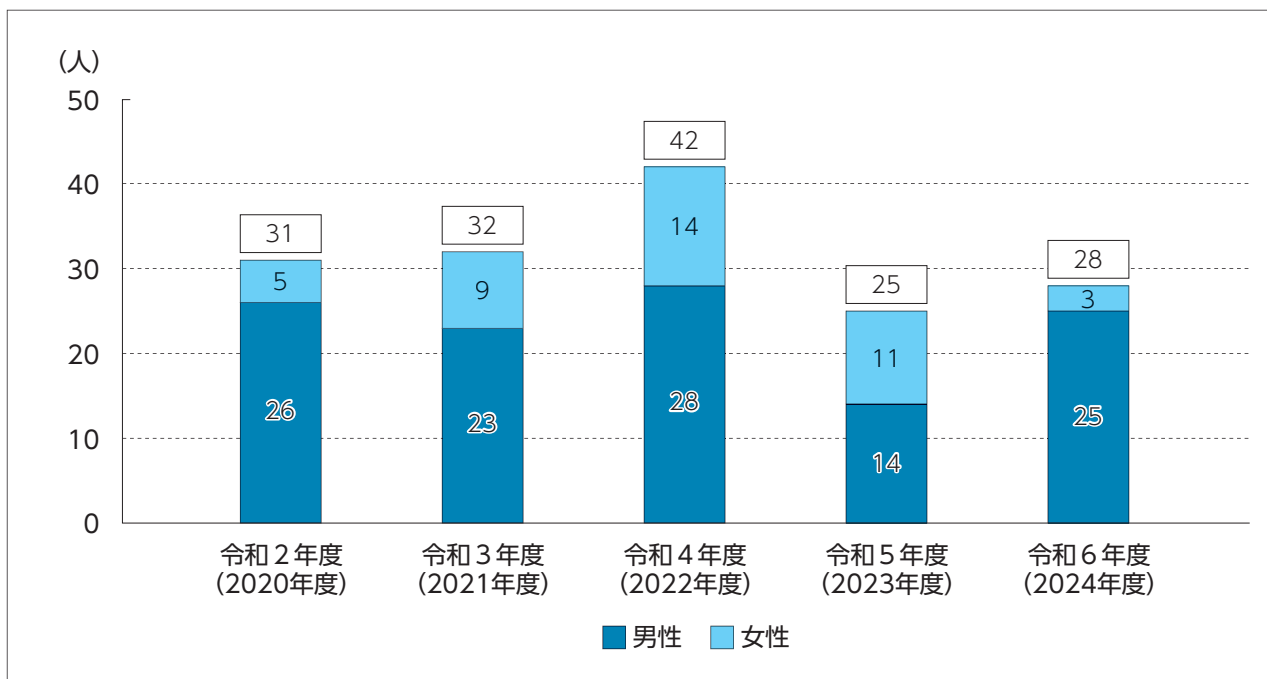


(資料：市公民連携室 各年度末現在)

## (8) 自殺者の推移

山形市の自殺者数は、年によって増減はあるものの減少傾向にあります。

自殺者数の推移



(資料：厚生労働省「人口動態統計」)

## (9) 避難行動要支援者への対応

令和3年(2021年)5月に災害対策基本法が改正され、災害時に自力避難が困難な高齢者や障がいのある方など、避難行動要支援者に係る個別避難計画<sup>\*</sup>の作成が市町村の努力義務とされました。作成においては、災害時の避難行動に関して支援が必要な方々が円滑かつ迅速に避難できるよう、あらかじめ避難行動を支援する人や避難先を決めておくこととされました。

令和7年(2025年)9月末現在の要支援者数は25,971人であり、このうち1,106人が個別避難計画を作成しています。

要支援者、同意者、個別計画作成者の状況

	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
要支援者数(A)	22,230	23,009	23,652	25,107	25,971
同意者数(B)	1,621	1,479	1,319	1,252	1,177
同意率(B/A)	7.29%	6.43%	5.58%	4.99%	4.53%
個別計画作成者数(C)	1,534	1,402	1,249	1,181	1,106
個別計画の作成率(C/A)	6.90%	6.09%	5.28%	4.70%	4.26%

(資料：市防災対策課 各年9月末現在)

## 2 第3次計画策定以降の主な社会情勢の変化

「第3次山形市地域福祉計画」の計画期間である令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）の5年間に於いて、地域福祉を取り巻く社会情勢は変化しています。

### (1) 国の動向

地域共生社会の実現を推進するため、次の法制度改正が行われました。

#### ア 主な国の施策動向

令和3年度 (2021年度)	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行（4月） 重層的支援体制整備事業の創設及び実施計画の策定の努力義務化について明記
令和4年度 (2022年度)	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定（3月） 地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備及び基本計画の早期の策定
	「第二次再犯防止推進計画」閣議決定（3月） 再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明記
令和5年度 (2023年度)	「こども基本法」施行（4月） 「こどもまんなか社会」の実現と推進のために「こども家庭庁」の発足
	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（1月） 共生社会を「認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会」と定義
令和6年度 (2024年度)	「孤独・孤立対策推進法」施行（4月） 孤独・孤立対策の基本理念、施策の基本事項等を規定
	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行（4月） 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点に立った、切れ目のない包括的な支援の責務を規定

#### イ 多分野との連携・協働に関する通知の発出

法制度改正を受け、『「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について』（令和3年（2021年）3月31日付厚生労働省老健局長ほか通知）が発出され、次のことが示されました。

- ・地域共生社会の実現には、人、分野・世代を超えた関係性の構築が不可欠であること
- ・市町村地域福祉計画に、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農業、土木、防犯・防災、社会教育、環境、都市計画等）との連携に関する事項を盛り込むべきこと

#### ウ 「社会保障審議会福祉部会報告書」の公表

令和7年（2025年）4月以降、厚生労働省に設置されている社会保障審議会<sup>※</sup>福祉部会において、令和22年（2040年）に向けて人口減少・単身世帯の増加などの社会情勢の変化や、人口構造や世帯構成の地域差、多様化・複雑化する福祉ニーズへ対応し、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す地域共生社会のさらなる実現・深化を実現するための社会福祉制度の在り方について議論が行われました。

同年12月には、これまでの議論を整理し、報告書としてとりまとめられ、制度の見直しの検討に当たっての現状と課題、対応の方向性が示されました。

主な内容は次のとおりです。

- ・地域共生社会の更なる展開について
- ・頼れる身寄りがいない高齢者等への対応、成年後見制度<sup>\*</sup>の見直しへの対応について
- ・社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人<sup>\*</sup>制度の在り方
- ・災害に備えた福祉的支援体制について
- ・介護人材の確保・育成・定着について

## エ 災害時の避難対策の強化

東北、関東甲信越を中心とした広域かつ甚大な被害をもたらした令和元年台風第19号を教訓とし、国では激甚化・頻発化する災害に備える避難対策の強化が検討されました。その結果、令和3年（2021年）5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の個別避難計画を市町村の努力義務と位置づけたほか、避難行動要支援者の名簿は本人の同意を得たうえで平常時から避難支援等関係者（町内会・自治会、自主防災組織<sup>\*</sup>、社会福祉協議会、民生委員・児童委員<sup>\*</sup>等）へ情報提供されることになりました。

また、災害時の迅速な避難の確保を図るため、名簿及び個別避難計画は避難支援等関係者で共有され、地域における平常時からの見守りや、避難行動要支援者を含む実効性のある避難訓練の実施等、地域連携を一層強化していくことが示されました。

### (2) ひきこもりや孤独・孤立の深刻化

少子化、高齢化の更なる進行に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、ひきこもりや孤独・孤立の問題が深刻化することが懸念されるようになりました。

令和3年（2021年）以降毎年実施されている、内閣府孤独・孤立対策推進室による「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」において、コロナ禍におけるコミュニケーションの変化について、「人と直接会ってコミュニケーションをとること」が「減った」と回答した人の割合が69.2%であるのに対し、「人と直接会わずにコミュニケーションをとること」が「増えた」と回答した人の割合は25.5%となっています。また、コロナ禍における日常生活の変化について、「家族以外の親しい人との関係」、「地域・社会とのつながり」、「学習環境・職場環境（学び方・働き方を含む）」の3つの項目について、「悪くなった」または「やや悪くなった」と回答した人の割合が約3～4割となっています。（いずれも令和4年（2022年）調査より）同調査において、孤独の状況について「しばしばある・常にある」、「時々ある」、「たまにある」と回答した人の割合は、約3～4割で推移しており高止まりの傾向にあります。

また、令和4年度（2022年度）の内閣府の「こども・若者の意識と生活に関する調査」によると、広義のひきこもり状態にある人は、15歳から64歳までの生産年齢人口において全国に約146万人いるとされており、山形市の人口規模に換算すると2,800人と推計されます。

コロナ禍において外出を自粛せざるを得ない状況の中、人と直接会わずにコミュニケーショ

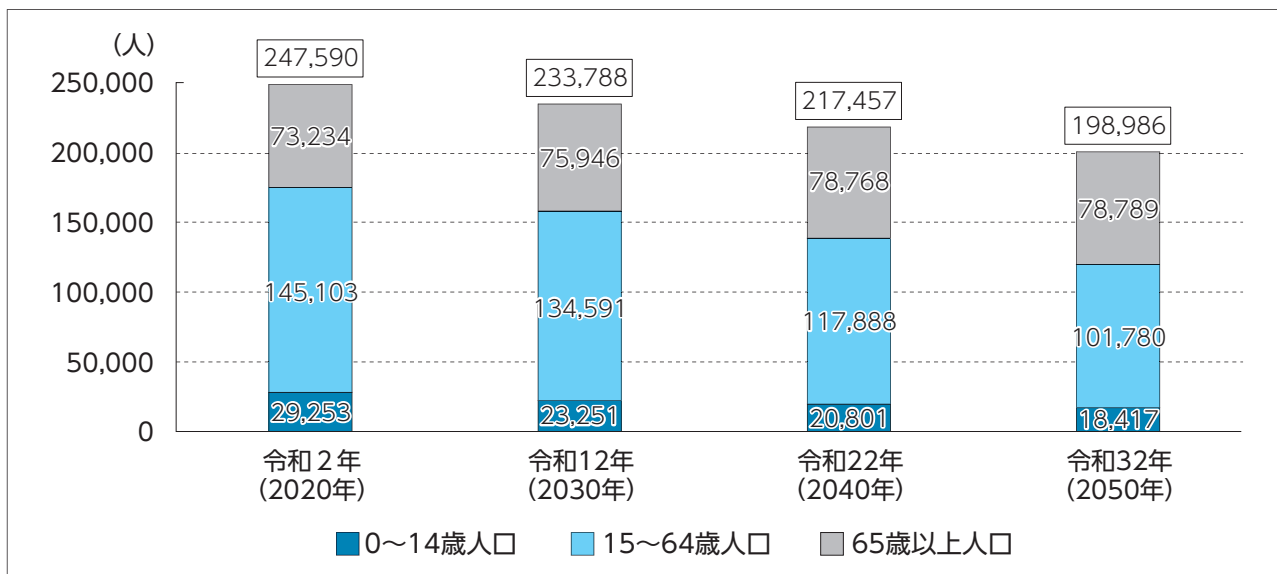
ンをとることが増え、自宅で過ごす時間が長くなったことによって、家族以外の人と顔を合わせて会話をする機会が減少し、その結果、地域や職場、学校等でのつながりが希薄化し、人々の孤立感を一層深めることになりました。

### (3) 山形市の将来人口等の推計

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」（令和5年（2023年）推計）によると、将来の見通しとして、人口は今後も減少が続くとともに、0～14歳及び15～64歳の人口が占める割合も減少しながら推移すると予測されています。一方で、65歳以上の人口が占める割合は増加傾向にあり、令和12年（2030年）には人口全体の約33%に、団塊ジュニア\*世代が65歳以上となる令和22年（2040年）には約36%に、令和32年（2050年）には約40%に達し、少子高齢化が進行すると見込まれています。

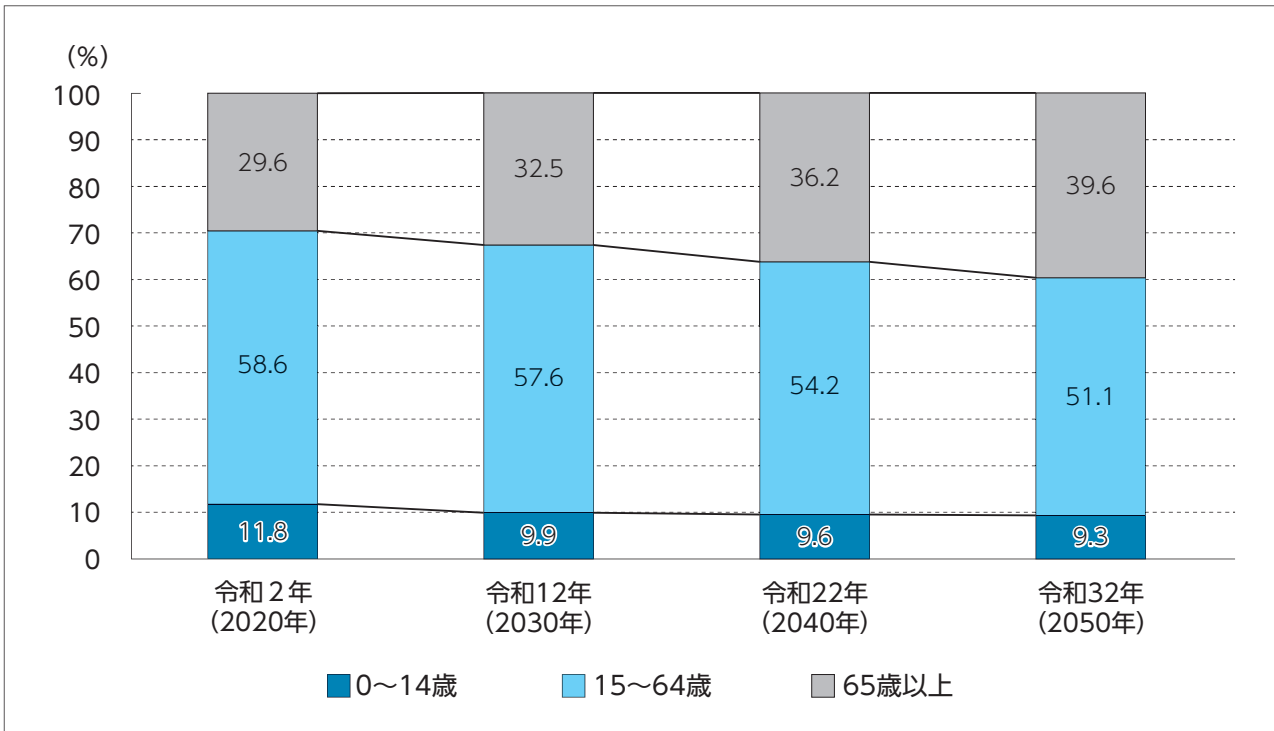
また、令和6年（2024年）3月に策定された「山形市高齢者保健福祉計画〔第9期介護保険事業計画〕」の策定過程で行った世帯構造の変化の推計によると、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦のみ世帯は、令和12年（2030年）には全世帯の約26%、令和32年（2050年）には約35%に達する可能性があるとして推計されています。

年齢3区分別人口の推計



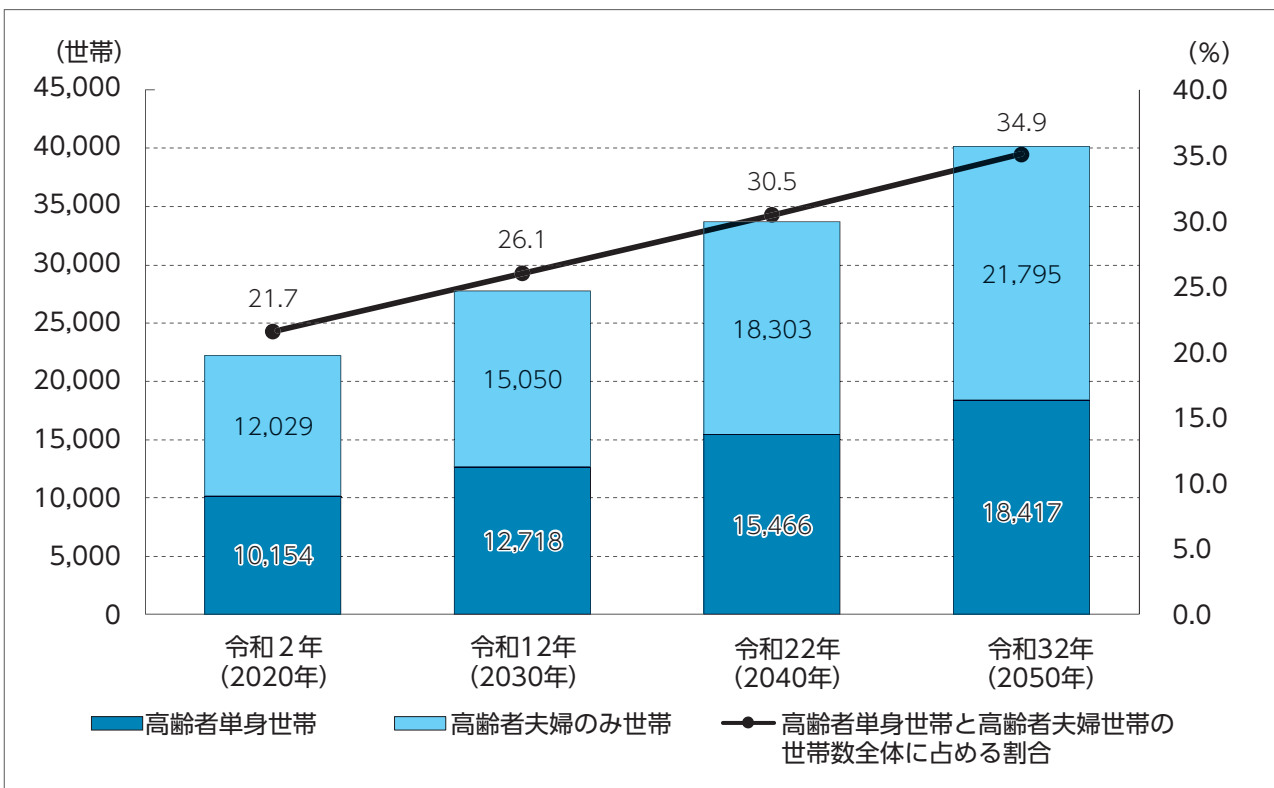
(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5年（2023年）推計）をもとに山形市が作成)

### 年齢3区分別人口割合の推計



(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5年(2023年)推計)をもとに山形市が作成)

### 高齢者単身世帯及び高齢者夫婦のみ世帯の推計



\* 令和7年(2025年)以降の数値は、平成27年(2015年)から令和2年(2020年)までの性別・年齢階級別で世帯構造の変化が継続するものとして、山形市が国立社会保障・人口問題研究所による推計人口を使用して推計したもの。

(資料：「山形市高齢者保健福祉計画〔第9期介護保険事業計画〕」)

### 3 山形市におけるこれまでの取組の検証

#### (1) 「第3次山形市地域福祉計画」の評価と課題、今後の方向性

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までを計画期間とする「第3次山形市地域福祉計画」では、「地域とつながり 幸せをつむぐまち やまがた ～地域共生社会をめざして～」を基本理念とし、その実現に向け4つの基本目標を掲げました。

これらの4つの基本目標から展開される施策の基本的な方向性として11項目を設定し、令和7年（2025年）8月に山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、進捗状況を5段階で評価し、第4次計画でも継続して取り組むべきかをA～Cの3段階で総合的に評価していただきました。最終評価の実施結果は次のとおりです。

基本目標	基本的な方向性	評価点数	A評価 (人)	B評価 (人)	C評価 (人)
1 みんなが生きがいを持ち暮らせる地域づくり	(1) 市民意識の向上と社会参加の促進	3.8	2	5	0
	(2) 福祉の人材づくりと活躍の場づくり	3.4	1	6	0
	(3) 地域における担い手づくり	2.7	1	6	0
2 みんなが社会とつながる仕組みづくり	(1) 地域住民が集う場づくり	3.5	1	6	0
	(2) 各分野と連携した支援づくり	3.2	2	5	0
	(3) 誰にでも支援を届ける仕組みづくり	3.8	1	6	0
3 みんなが何でも相談できる体制づくり	(1) 包括的な相談支援体制の構築	4.0	2	5	0
	(2) 多機関連携によるネットワークの構築	3.5	1	6	0
4 みんなが安心・安全に暮らせる基盤づくり	(1) 災害時の支え合いのしくみづくりの推進	3.4	3	4	0
	(2) 権利擁護の推進	3.5	2	5	0
	(3) 暮らしやすい環境づくりの推進	3.0	1	6	0

\* 評価点数：山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員（7名）による、進捗状況の評点数の平均値（5点満点）

## 《評価基準》

### ○進捗状況

- 5 各種取組等によって、顕著な進展があったと考えられる。
- 4 各種取組等によって、一定の進展があったと考えられる。
- 3 これまでの取組等により、一定の水準にある。
- 2 あまり進展がみられたとはいえない。
- 1 進展がみられたとは、全くいえない。

### ○第4次計画での取り組み方

- A 第4次計画にて更に発展させて取り組むべきである。
- B 第4次計画でも継続して取り組むべきである。
- C 第4次計画に反映させなくともよい。

## 【基本目標1】 みんなが生きがいを持ち暮らせる地域づくり

### 評価

- 認知症サポーター養成講座など各分野の研修会参加者が増加していることから、福祉に対する市民意識の向上が認められます。
- こころ支えるサポーター養成講座等の実施や福祉教育校指定事業により、福祉に携わる人材の育成や、学校単位での福祉ボランティア活動の充実が図られています。
- 各公民館・コミュニティセンター事業や、学校運営協議会の設置による学校運営への住民参画等により地域住民の交流が図られています。

### 課題、今後の方向性

- 住民参加の地域活動をはじめとする、福祉に関する情報が行き届いていない市民への周知・広報については一層の充実が望まれます。
- ボランティア活動を行う個人や、それを支える団体の育成と支援が課題となっています。
- 世代間交流の促進等を通じて幅広い方に役割を担ってもらうための取組や、地域外からの転入者にとって交流しやすい仕組みづくりを行うとともに、地域の役割を担う方の負担軽減が求められています。

## 【基本目標2】 みんなが社会とつながる仕組みづくり

### 評価

- 我が事・丸ごと地域づくり推進事業における相談拠点活動や、地域における子育てサロンの開催により、地域住民が集う場づくりが進められています。
- 就労支援等の促進として、就労継続支援等を受ける障がいのある方に訓練等給付費を支給する等の取組を行っています。
- こころ支えるサポーターの養成や、電話やメール等様々なツールによる青少年の悩み事相談事業の実施により、誰もが一人で悩みを抱えることのない社会の実現に取り組んでいます。

- 生活サポート相談窓口<sup>\*</sup>における生活困窮者への支援や、ひきこもり生活者への支援等を実施し、誰にでも必要な支援が届くような取組を行っています。
- 令和4年度（2022年度）に重層的支援体制整備事業を開始したことに伴い、多機関が連携した支援を行う体制づくりを推進しています。

### 課題、今後の方向性

- 分野ごとの課題に対応した拠点づくりが推進されている一方で、属性や世代を問わない交流の場の整備が求められています。
- 障がいの種別によって就労が困難な場合が見受けられることから、軽作業の切り出しによる短時間就労を促す等、持続性のある仕組みづくりが必要であり、障がいのある方のみならず高齢者の就労及び社会参画にもつながります。
- 生きづらさを抱えている市民に対し、引き続きあらゆる分野の関係機関等が協力して支援を行うネットワークの構築が求められています。
- 支援体制の充実が地域住民に安心感を与えることになるため、更なる支援体制の強化が求められています。

## 【基本目標3】 みんなが何でも相談できる体制づくり

### 評価

- 生活サポート相談窓口や地域包括支援センター<sup>\*</sup>等、各分野において身近な相談窓口を設置し、相談を断らずに受け止める体制の構築を図っています。
- 市社会福祉協議会に多機関コーディネーターを配置し、相談支援機関同士の連絡調整や支援体制の強化を図っています。また、各分野においても地区民生委員児童委員協議会と地域包括支援センターが相互に会議に参加して連携を図る等、多機関の連携によるネットワークの構築を推進しています。

### 課題、今後の方向性

- 我が事・丸ごと地域づくり推進事業の取組等により、地域に相談できる場があることが認識されるようになった一方で、相談内容が多岐に渡るようになってきていることから、支援関係機関が更に連携した重層的な相談体制の構築が求められています。
- 市民からの相談を受けてどの機関がどのように連携して対応したのか、相談者にフィードバックする機会を設けることで、身近な相談窓口が市民にとってさらに信頼性の高いものとなり、多機関の連携による支援体制が機能し、複合的な地域生活課題や制度の狭間にある問題の解決につながることでより理解されるものと考えられます。

## 【基本目標4】 みんなが安全・安心に暮らせる基盤づくり

### 評価

- 近年、自然災害の発生が増加していることに伴い、自主防災組織の結成や、福祉マップ\*を作成し避難訓練の際に活用するなど、地域での防災意識が高まっています。
- 障がいのある方や高齢者、子どもへの虐待について、各分野において事例検討や関係機関との情報共有を行う会議が開催されており、虐待防止の取組が進められています。
- 成年後見制度の利用促進については、制度の周知・広報や後見人報酬の助成を行うことで、制度利用に関する相談件数が増加しています。
- 移動手段の確保・充実については、対象となる障がいのある方への自動車給油費の一部助成や、高齢者へのコミュニティバス乗車証の配布などの取組を行っています。
- 居住支援の充実については、住居確保給付金の支給等、生活の基盤となる住居確保に向けた支援に取り組んでいます。

### 課題、今後の方向性

- 避難行動要支援者対策の推進等、災害発生時には地域住民同士の関わりが重要であることから、支え合いの意識の醸成や、支援を必要とする避難者の情報共有が課題となっています。
- 家庭や施設での虐待についての関心を高め、虐待事案を発生させない施策が求められます。
- 成年後見制度利用に関する相談件数が増加している一方で、任意後見制度についての周知・広報が必要です。
- 市民一人ひとりが住み慣れた地域での生活を継続できるよう、今後も移動手段の充実が求められています。
- 居住支援の充実については、地域性に応じた多様な支援制度が必要です。

## (2) 「健康医療先進都市」の確立に向けた進展

山形市の健康寿命<sup>\*</sup>は平成25年（2013年）から令和4年（2022年）の9年間で、男性は0.86年、女性は0.61年延びています。平均寿命<sup>\*</sup>についても、コロナ禍を経ても健康寿命と同様に延びており、男性は0.78年、女性は0.53年延びています。更に、65歳以上の高齢者の数は増加している一方で、要介護2以上の認定者数とその割合は減少しています。

要因としては、山形市における介護予防の取組や、SUKSK生活<sup>\*</sup>に関する各種施策に加え、介護・医療・生活保護制度などの各分野における健康づくりの取組の推進や、保険者、企業等による健康づくりの広まりなどが挙げられます。

こうした各主体による取組を通じて、健康で元気に生活できる人が増加しており、「山形市発展計画2030」で掲げる「健康医療先進都市」の確立に向けて着実な進展が認められます。

### 健康寿命と平均寿命

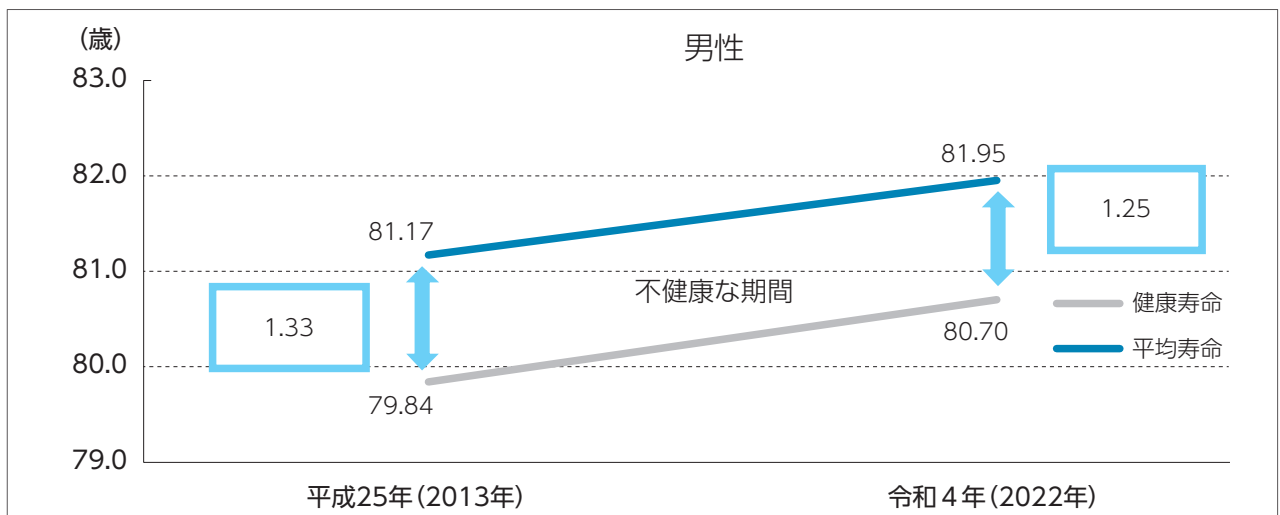
(歳)

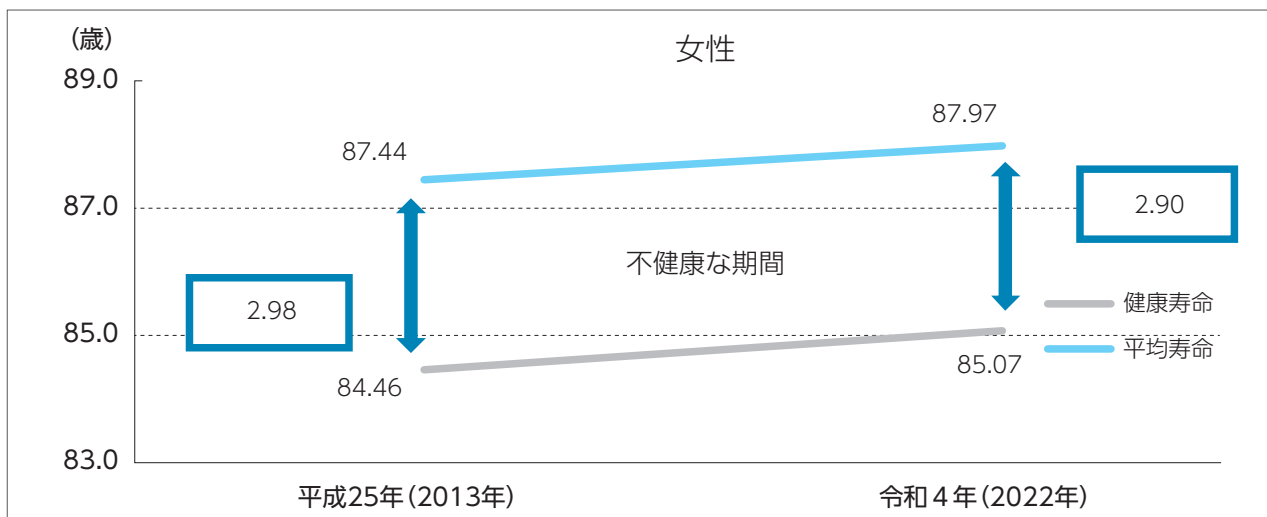
		平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
健康寿命	男	79.84	79.83	79.83	80.55	80.44	80.64	81.18	81.36	81.24	80.70
	女	84.46	84.07	85.05	84.62	84.43	84.24	84.42	84.36	84.73	85.07
平均寿命	男	81.17	81.18	81.14	81.95	81.87	82.07	82.61	82.80	82.67	81.95
	女	87.44	86.90	88.24	87.77	87.58	87.52	87.47	87.38	87.76	87.97
不健康期間	男	1.33	1.35	1.31	1.40	1.43	1.43	1.43	1.44	1.43	1.25
	女	2.98	2.83	3.19	3.15	3.15	3.28	3.05	3.02	3.03	2.90
健康寿命 (全国)	男	78.72	-	-	79.47	-	-	79.91	-	-	-
	女	83.37	-	-	83.84	-	-	84.18	-	-	-

<sup>\*</sup>山形市、国ともに、健康な状態を「日常生活が自立している」と想定し、厚生労働省班「健康寿命算定プログラム」を用いて、介護保険データから「要介護2以上」を「不健康」、それ以外を「健康」と定義し算出。

(資料：「山形市健康プラン2035<sup>\*</sup>」)

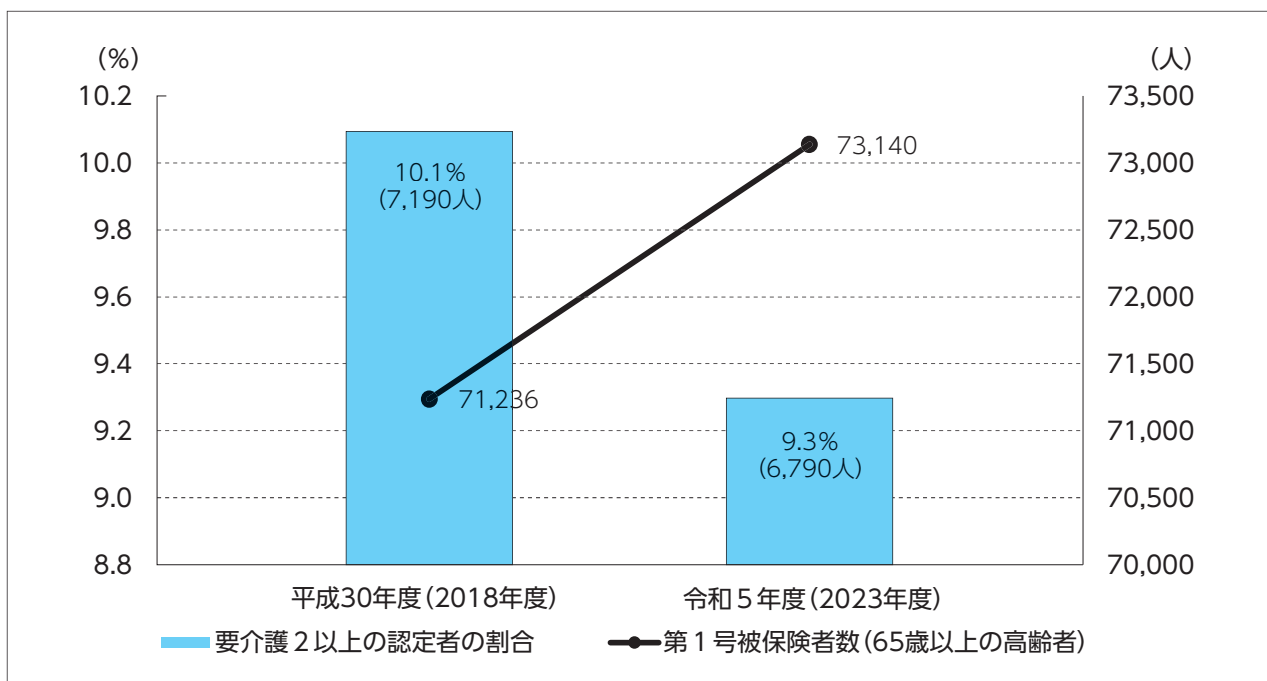
### 健康寿命と平均寿命の推移





(資料：「山形市健康プラン2035」)

### 第1号被保険者数(65歳以上の高齢者)の推移と要介護2以上の認定者の割合



\*平成30年度(2018年度)末、令和5年度(2023年度)末時点における「要介護度別認定者数の推移」より算出  
(資料：「山形市健康プラン2035」)

## 4 福祉の各分野やその他関連分野の計画における主な課題

本計画は、山形市における福祉分野計画の上位計画に位置づけるものです。

山形市の高齢者福祉、障がいのある方の福祉、児童福祉に関する各計画や、その他の関連分野の計画においては、次のような課題を挙げています。

### (1) 高齢者の福祉（「山形市高齢者保健福祉計画〔第9期介護保険事業計画〕」より）

- ・単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯の増加、家族や親族並びに地域社会とのつながりの希薄化など、地域福祉をとりまく環境は大きく変化し、地域住民が抱える課題は、複合化・複雑化しており、こうした課題に対応する重層的な支援体制を構築する必要がある。
- ・単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者に加え、8050世帯<sup>\*</sup>や頼れる身寄りがない高齢者等の増加が想定され、定期的な安否確認、異常の早期発見・早期対応、社会参加による介護予防の推進がより一層重要となる。
- ・ダブルケア、ヤングケアラー、介護人材不足等の社会的な問題が顕在化している。要介護者が必要なサービスを受けながら、その家族がこれまでどおり仕事を継続できる環境を整えていくことが重要である。
- ・市民が紙媒体のみならず電子媒体で社会資源の情報を容易に検索できるようにするなど、効果的で幅広い活用につながる情報発信体制を検討する必要がある。

### (2) 障がいのある方の福祉（「山形市第5次障がい者基本計画」より）

- ・障がいや障がいのある方に対する理解が不足している。
- ・障がいのある方の重度化及び保護者の高齢化等により障がい福祉サービス等のニーズが増加していく一方で、介護人材が不足している。
- ・障がいのある方の社会参加の機会が不足している。
- ・障がいのある方及びその家族が孤立化しており、災害時等において、障がいのある方が取り残されることが懸念される。

### (3) こどもの福祉（「山形市こども計画」より）

- ・核家族化の進行により、親の孤立化が懸念され、身近に相談できる環境づくりの必要性がある。
- ・こどもが悩みを抱えた際のサポートや、こどもが安心して過ごせる居場所など、孤立を防ぐための取組が求められる。
- ・経済的側面の負担軽減策を継続し、負担や不安の軽減のため、制度やサービスの周知や利用促進を図りながら、こどもが健やかに成長し、子育てしやすいまちづくりを進めていく必要がある。

#### (4) その他関連する分野の計画における課題

- ・「山形市健康プラン2035」

健康寿命の延伸には、就労、ボランティア活動、住民主体の通いの場<sup>※</sup>等の居場所づくりや社会参加の取組に加え、各人がつながりを持つことができる環境整備や心の健康を守るための環境整備を行うことで、社会とのつながりや心の健康の維持及び向上を図ることが重要である。

- ・「いのち支える山形市自殺対策計画（第2期）<sup>※</sup>」

コロナ禍で増大した生活困窮等、様々なリスクを抱えた市民に対し相談対応や情報提供を丁寧に行うことで、自殺リスクの低下に繋がった。今後も各対象者に応じた相談体制の確保や情報発信が必要である。

- ・「いきいき山形男女共同参画プラン<sup>※</sup>」

多様性を認め合う社会の実現を目指すため、性の多様性に関する理解促進に向けたさらなる取組が必要である。

## 5 支援関係機関への聞き取りからの主な課題

山形市における地域福祉の課題について、地域福祉を推進する中心的な役割を担っている支援関係機関の山形市社会福祉協議会に聞き取りを行いました。

### (1) 災害時の対応について

個別避難計画の作成を推進する中で、住民の災害対応への関心は高まっていますが、地域の方々からは負担感を訴える声も聞かれます。避難行動要支援者の支援には福祉関係者だけでなく地域住民の協力が不可欠です。そのため、避難行動要支援者も地域の一員として互いに支え合いながら支援機関と住民との情報共有を行うことが重要です。

地域の防災訓練については、毎年同じ参加者が集まる傾向が見られ、実際の避難行動に結びつくような実効性のある訓練が不足しています。そのため、近所の居住状況や避難行動を支援する必要がある方々を把握した上での訓練が求められます。

福祉避難所<sup>\*</sup>については、まずは円滑に福祉避難所を開設できる体制の整備が重要です。

### (2) 地域でのつながり、身近な相談窓口について

把握している課題に共通する背景として、孤独・孤立、人とのつながりの希薄化が挙げられます。困りごとを抱えながらも、知人や家族にも相談しづらい場合もあるため、身近な場所で気軽に相談できる場と相談のきっかけづくりが求められます。

人口が減少している現状においては、居住する住民同士が役割を分担し、地域の人々が互いに支え合う仕組みを構築することが求められます。

また、困難な問題を抱えているものの、それを相談すべきかどうか迷っている方に対しては、周囲からの積極的な働きかけが不可欠です。

### (3) 市役所内や支援関係機関の連携について

市役所内のさらなる連携が重要です。平常時における課題解決のためには、関係部署が集まり対話を重ねることが不可欠であり、これが災害対応時にも有効な基盤となります。

また、支援関係機関が課題を抱えたまま孤立しないようにするためには、関係機関同士が相互に連携しやすい体制を整備することが求められます。

